

議案第 72 号

石垣市保育所条例の一部を改正する条例

石垣市保育所条例（昭和 47 年石垣市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 3 条第 2 項中「(以下「利用者負担額」という。)」を削る。

第 4 条第 1 項中「石垣市保育の必要性の認定基準に関する規則」を「石垣市教育・保育給付の支給認定及び教育・保育の利用等に関する規則(令和 6 年石垣市規則第 30 号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

関係規則等の整理・統合に伴い、条例における引用部分等の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市保育所条例(昭和47年石垣市条例第25号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
（設置） 第1条 保護者の労働又は疾病等の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児を保育するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「法」という。</u>）第39条に定める保育所を設置する。 （利用者負担額） 第3条 前条の保育所に入所した乳児又は幼児の保護者又は扶養義務者からは、利用者負担額を徴収する。 2 前項の利用者負担額及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第4項の規定により徴収する費用(<u>以下「利用者負担額」という。</u>)の額は、石垣市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例(平成27年石垣市条例第6号)第2条に規定する額とする。 （入所の要件） 第4条 保育所に入所できる児童は、<u>石垣市保育の必要性の認定基準に関する規則</u>の規定により保育所における保育を必要とする乳児又は幼児とする。 2 前項の規定により保育所における保育を要する児童であっても、次の各号のいずれかに該当する者については、保育を行わないことができる。 (1) 感染症又は悪性の疾患を有する者 (2) 心身が虚弱で保育に耐えないと認める者 (3) その他市長が入所を不適當と認める者	（設置） 第1条 保護者の労働又は疾病等の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児を保育するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号_____）第39条に定める保育所を設置する。 （利用者負担額） 第3条 前条の保育所に入所した乳児又は幼児の保護者又は扶養義務者からは、利用者負担額を徴収する。 2 前項の利用者負担額及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第4項の規定により徴収する費用_____の額は、石垣市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例(平成27年石垣市条例第6号)第2条に規定する額とする。 （入所の要件） 第4条 保育所に入所できる児童は、<u>石垣市教育・保育給付の支給認定及び教育・保育の利用等に関する規則(令和6年石垣市規則第30号)</u>の規定により保育所における保育を必要とする乳児又は幼児とする。 2 前項の規定により保育所における保育を要する児童であっても、次の各号のいずれかに該当する者については、保育を行わないことができる。 (1) 感染症又は悪性の疾患を有する者 (2) 心身が虚弱で保育に耐えないと認める者 (3) その他市長が入所を不適當と認める者